

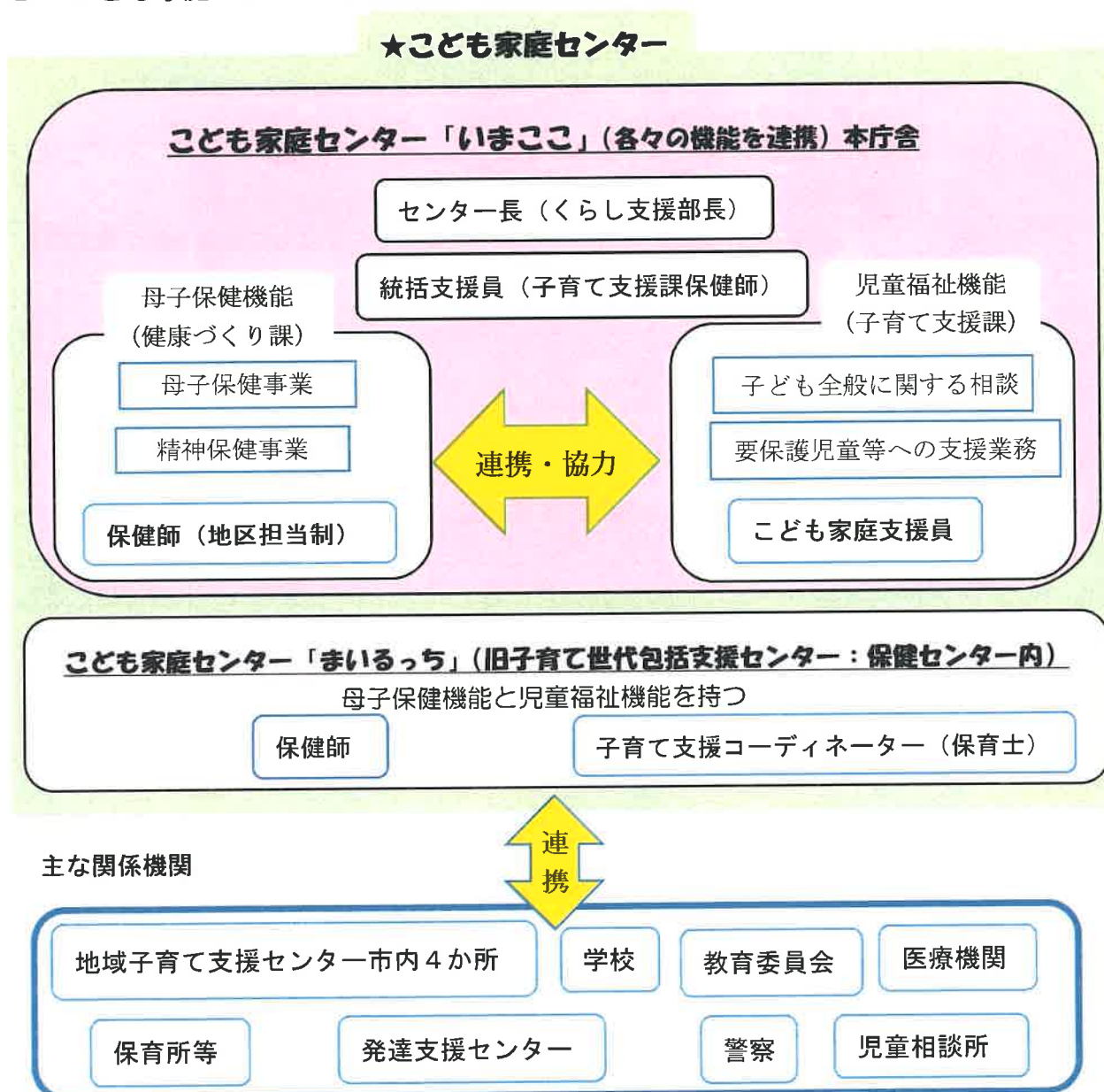
まいばらこども家庭センターの設置について

令和6年3月28日
担当：子育て支援課

1 設置の目的

母子保健（健康づくり課、子育て世代包括支援センター）・児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）の両機能の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うための体制整備を行うことを目的とする。

2 こども家庭センター体系図



3 国や市の動き

(1) 国の動き

	法律	内容
平成 28 年	母子保健法改正	・母子保健の役割に、健康の保持および増進を図ることに加えて、虐待の予防と早期発見に資することが目的に加わる。
令和 4 年 6 月 15 日	児童福祉法等の一部を改正する法律	・市町村の努力義務 こども家庭センターの設置 ・地域子育て相談機関の整備

(2) 市の今までの経過

	取組	内容
平成 29 年	米原市子育て世代包括支援センター設置 (米原市子育て世代包括支援センター設置事業実施要綱)	母子保健コーディネーターと、子育てコーディネーターを配置し、妊産婦ならびに就学前までの乳幼児および保護者等の相談業務を行う。 実施場所：米原げんきステーション
令和 3 年	米原市子育て世代包括支援センター設置場所を変更	実施場所：米原市保健センター (ルッチプラザ内)
令和 5 年	子ども家庭総合支援拠点設置	主に 18 歳までの子どもの家庭支援全般に係る相談業務を行う。 実施場所：子育て支援課内

4 財政面について

★補助金 利用者支援事業（こども家庭センター型）

実施主体：市町村 補助率：国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6

事業内容	要件	補助基準額
①統括支援員の配置	1 か所当たり	6,324 千円
②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）運営費 ・保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1 か所当たり	9,337 千円
③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費	小規模 A 型	3,771 千円

※令和 5 年度（見込み）

- ・母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費 3,130 千円(国 2/3、県 1/6)
- ・児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費 3,769 千円（国 2/3、県 1/6）

※令和 8 年度末までは、こども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は国庫補助対象。令和 9 年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合は補助対象外（補助金②③）。